

成年後見制度利用促進専門家会議 第2回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第2回 成年後見制度利用促進専門家会議
議事次第

日 時：平成31年3月18日（月）13:00～15:00

場 所：中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 省議室（9階）

1. 開会

2. 議事

（1）成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等について

（2）KPIの設定と平成31年度中間検証に向けた意見交換について

3. 閉会

○大森委員長 お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、第2回の「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催させていただきます。

きょうは、大口副大臣がお見えでございまして、最初に御挨拶いただきたいと思います。

○大口厚生労働副大臣 皆さん、こんにちは。

第2回の「成年後見制度利用促進専門家会議」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところを御参集いただき、心から感謝申し上げます。

御案内のとおり、成年後見制度については、判断能力が十分でない人を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという状況にあります。2025年、認知症を患う方の数が700万人を超えるという推計値も厚労省の研究で発表されているわけでございます。一方で、直近の平成30年12月末時点における成年後見制度の利用者数は約21万8,000人とどまっております。

こうした成年後見制度の利用促進に関しては、平成28年5月、私も制定にかかわらせていただきました成年後見制度利用促進法が施行されており、その後、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されております。この基本計画に基づく施策としては、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」等の取組を推進しておりますが、本年3月をもって基本計画の閣議決定から2年が経過しました。来年度は、節目である基本計画の中間年度を迎えることとなります。本会議では、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討をお願いしたいと考えております。

さらに、各施策を一層推進していくためには、具体的な成果指標、いわゆるKPIと呼ばれている指標を設定し、進捗状況を客観的に把握・評価することも有用であると考えています。基本計画の工程表に掲げられた各施策についてKPIを設定することについても御議論を頂戴したいと思っております。

また、認知症高齢者の増加を踏まえ、認知症施策については、昨年12月に政府の関係閣僚会議が開催され、各施策の指針となる大綱の取りまとめに向けた検討が進められており、成年後見制度利用促進に関する施策についても、当然、さらなる充実が求められることとなります。

加えて、基本計画でも掲げられているとおり、成年後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を進めることも重要であります。昨年7月の第1回専門家会議では、厚生労働省が作成した認知症の人や障害分野に関する各ガイドラインのほか、大阪の意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドラインについて報告がありました。こうした取組が、一部の地域だけでなく、全国で進められることが重要であります。

また、成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な方への支援の在り方につきまし

ては、本日の会議に、医療等の現場において関係者が対応を行う際の参考となるようなガイドラインの案をお示ししており、これについても御意見をいただければと思います。

そして、懸案事項の一つであります成年被後見人等に係る欠格条項の見直しにつきましては、改正法案が国会に提出されており、国会において議論が進み、早期に成立されることを期待しております。

高齢化の一層の進展に伴い、認知症の方の保有する資産が増加することが予想されるなど、成年後見制度やその利用者を取り巻く社会情勢も刻々と変化してきております。本会議では、こうした社会情勢の大きな変化も踏まえ、利用者がメリットを実感できる成年後見制度・運用の改善のために、一層の御議論がなされることを期待しております。

今後とも、厚生労働省といたしましては、本会議における貴重な御意見や御議論の内容を踏まえ、最高裁判所や関係省庁、地方公共団体、関係団体等の皆さんと連携して基本計画の推進に努めてまいります。

改めて、委員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大森委員長 大変熱意あふれる御挨拶でありましたので、私どもとしてもお応えいたしたいと思います。

ありがとうございました。

本日、代理を含めまして、19名の委員の方々が御出席でございます。

初めて御出席の委員や、第1回開催後に人事異動がございましたので、事務局のほうから御説明いただきます。お願いします。

○事務局 それでは、第1回御欠席で、今回御出席いただきました委員のお二方を、お名前のみでございますけれども、御紹介させていただきます。

まず、河村文夫委員でいらっしゃいます。

○河村委員 河村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、原田正樹委員でいらっしゃいます。

○原田委員 原田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 それから、第1回開催後、最高裁判所の人事異動に伴い、新たに委員に就任されました、手嶋あさみ委員でいらっしゃいます。

○手嶋委員 手嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 なお、瀬戸裕司委員は本日御欠席でございます。

また、伊東委員の代理として、本城様に御出席いただいております。

○伊東委員代理 本城です。よろしくお願いいたします。

○事務局 また、資料9のガイドラインの説明者として、研究代表者である山縣参考人に御出席いただいております。

○山縣参考人 山縣でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 申しおくれましたが、私は梶野と申します。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大森委員長 それでは、議題に入りますけれども、ここでカメラマンの方々の御退出をお願いします。

(カメラ退出)

○大森委員長 本日、私は多分、そろそろ来るかと思っていたのですが、ペーパーレスの会議でありまして、若干寂しい思いですけれども、これで対応する以外にはないと思っていますので、頑張っていきたいなと思います。

それでは、お手元に大部の資料がございますけれども、各委員の皆さん方に事務局のほうであらかじめ御説明に伺っていると聞いておりますので、事務局の説明は比較的簡略にお願いして、できるだけ皆さん方の御意見を頂戴したいと思っています。

それでは、議題1の説明について、事務局、お願いいたします。

○事務局 それでは、タブレットの上から3番目、資料2を触って開いていただきたいと思ひます。

この1枚紙は、基本計画の取組状況を一覧にしたものであります。本日は、この右の欄の下線が引いてあるところを、次の資料から順次御報告します。

それでは、まず最高裁から説明をお願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 最高裁家庭局の第二課長の宇田川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料3をご覧くださいと思います。「適切な後見人の選任のための検討状況等について」、御説明します。お話しするポイントは、資料3に記載しているとおりでございます。

基本計画におきましては、身上保護の観点も重視した運用とする必要性が指摘され、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討するとされ、地域連携ネットワークや中核機関が本人を取り巻く支援の状況等を家裁に的確に伝えることや、適切な後見人候補者とのマッチング等を行うことができるように検討することとされています。

このような基本計画の趣旨を踏まえまして、裁判所におきましては、後見関係事件を担当する裁判官や職員が参加する協議会におきまして検討が進められるとともに、当局におきましては、昨年6月から今年の1月までの間に、こちらの資料3記載の冒頭の専門職団体の方との間で6回の議論を重ねてまいりました。

身上監護の観点も重視した本人の利益保護を図るためには、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合には、できる限りこれらの者を後見人に選任することが望ましいと考えられます。もっとも、本人が抱えている課題の解決に専門的な知見を要する場合や、候補者の能力・適性が不足している場合については、専門職を後見人等に選任する必要があると考えられます。

また、基本計画におきましては、中核機関による親族等後見人への支援の必要性も指摘

されておりますが、この機能が充実していない場合におきましては、専門職後見監督人を選任し、監督を通じて親族等後見人の支援を行うという運用上の工夫を行うことも考えられるところです。

さらに、各事案における本人のニーズや課題、後見人の状況等に変化が生じた場合には、その内容に応じて専門職後見人から親族等後見人への交代を促したり、専門職を追加選任したりするなど、柔軟に後見人の選任形態等を見直し、本人の利益保護に最も適した支援体制とし、本人がメリットを実感できる運用の実現を図ることが重要であると考えております。家庭局と中央の専門職団体との間では、今、述べました後見人等の選任についての基本的な考え方がおおむね共有されたところでございます。

このような議論の状況等につきましては、既に家裁にも情報提供しております。今後、各家裁においては、中央での議論の状況等を踏まえ、まずは裁判所内部で十分に検討し、自治体や各地の専門職団体との間で意見交換を行い、認識共有を図った上で運用に反映していくことになると考えられます。当局としましても、各家裁での取組が円滑に進められるように後押しをしていく所存でございます。

後見人の選任のための検討状況についての説明は、以上になります。

次に、資料4に移っていただけますでしょうか。診断書などの見直しの関係について御説明いたします。こちらもお話しするポイントは、この資料4の1枚目に記載しております。

基本計画を踏まえまして、裁判所において関係者へのヒアリング等を行いまして、診断書等の在り方について検討してまいりました。今般、本人の生活状況等を踏まえた診断プロセスをわかりやすく記載できるよう、診断書の書式を改定するとともに、福祉関係者などから医師に対して、本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための本人情報シートを作成いたしました。

新しい診断書式が資料4、タブレットを一覧するのは難しいかもしれませんが、2枚目、3枚目が診断書の書式でございまして、その次の4枚目、5枚目に本人情報シートがございます。

診断書の改定のポイントにつきましては、さらにページを下のほうに行ってください、左右に現行の書式、改定の書式が並んでいるところを見ていただければと思います。前回の専門家会議でもお話しをさせていただきましたけれども、こちらに図示しておりますとおり、診断書書式につきましては、左の欄の青く囲っているところでございますけれども、従前の判断能力についての意見欄の表現を、意思決定支援の考え方を踏まえたものとするために、こちらの赤いところに記載してある「支援を受けなければ、契約・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある」などという記載にさせていただいております。

また、次のページで図示しておりますように、医師の判定根拠を明確化するため、現行の書式では自由記載となっている判定の根拠欄に、精神上的の障害の有無と程度を具体的に記載する欄を設け、判定の根拠を的確に記載できるように改定いたしました。

次に、本人情報シートにつきましては、本人の身近なところで、職務上の立場から本人の生活全般について支援されている福祉関係の方が、本人の生活状況等に関する情報を記載し、これを医師に的確に伝えることができるよう、その書式を作成いたしました。このシートが活用されますと、医師において、現在よりも充実した判断資料に基づき、医学的な判断を行うことが可能になると考えています。

次の資料をご覧くださいと思います。絵が描いてある本人情報シートの活用方法(1)というものですけれども、この本人情報シートは、医師に提出していただくほかに、成年後見開始などの申立て時に裁判所にも提出していただくことで、裁判所が本人の精神上的状況について判断する際の資料になるとともに、誰を後見人に選任すべきかを判断する際の有益な資料にもなると考えています。

次に、本人情報シートの活用方法(2)ですけれども、今、御説明した活用方法のほか、後見等の手続開始前に、中核機関において本人に対する支援の内容などを検討する際の資料として活用したり、後見等の手続が開始した後も、後見人を含む身近な関係者によって構成されるチームにおいて、後見等開始時に作成された本人情報シートの内容を確認しながら、本人の心身や生活の状況の変化に応じて、今後の支援方針について検討したりすることなども有益であると考えております。

さらに、今年の1月に各書式に記入する際のガイドラインとして、医師や福祉関係者向けの手引きを作成しております。この手引きについては、別途参考資料としてお配りしておりますので、またお時間があるときにご覧いただければと思います。

診断書の書式につきましては、今回の改定を機に全国で統一し、これらの新しい書式の運用を今年の4月から開始する予定でございます。現在、関係機関への周知など必要な準備を進めているところでございます。

説明は以上で終わります。

○事務局 それでは、次、資料5をお開きください。資料5は、全国の市区町村及び都道府県に、中核機関の整備状況など施策の取組状況を調査したものであります。昨年10月1日時点の調査になります。

まず、1ページの下の方のグラフの青いところでありまして、79というのが中核機関を設置している市町村数。それから、オレンジの413は、権利擁護センター等を設置している市区町村数になります。

続きまして、2ページに入っていきますが、この上の横の棒グラフですけれども、これは中核機関の設置時期です。グレー色の部分ですけれども、未定という市区町村が多くなっております。

続きまして、スクロールしていただきますと、②中核機関の設置状況で、79の状況ですけれども、運営主体は円グラフでオレンジ色が大きくなっておりますけれども、委託等が多く、次の3ページ目の上の円グラフですけれども、中核機関の設置区域は、青色の単独設置のほか、オレンジの広域設置も結構ございます。

それから、そのまま③の権利擁護センター等の設置、413の状況でありますけれども、円グラフ、2つ目のブルーが4分の3を占めているグラフです。これは設置時期ですが、権利擁護センター等は27年度以前の設置というのが多いということでもあります。

それから、4ページ目に入りますけれども、④という横の棒グラフがたくさんあるグラフがありますけれども、中核機関設置に向けた主な課題です。①は、予算。それから、②から④は組織内外の調整。それから、⑤、⑧は、人員確保、人材不足となっております。

それから、5ページ目に入ります。(2)市町村計画の策定状況ですけれども、左の薄いブルー、60の市区町村で策定されており、グレー色の未定が多くなっております。

それから、6ページ、(3)その他の取組、ア 市民後見人の養成及び活動状況ですけれども、養成事業を実施している市区町村は、この円グラフのとおり、4分の1程度。

②の数字で、養成年数は約1万4,000人で、③の後見人として選任されている方は1,379名となっております。

続きまして、7ページ目、イ 市区町村長申立件数の29年度の実績は、そこにありますように7,336件。高齢と障害の内訳は、ご覧のとおりになっております。

下の棒グラフ、人口1万人以下の自治体においては、グレーの未実施のところが多くなっております。

それから、8ページに入ります。ウ、申立費用や報酬助成の事業の実施状況でありますけれども、円グラフにありますように、何らかの制度を設けている自治体は、ご覧のとおり、高齢は95%、障害は94%になっています。

9ページ目、都道府県の取組状況ですけれども、①定期的な連絡会議、専門職、家裁、社協等との連絡会議。②行政職員向けセミナーなどが多くなっております。

続きまして、資料6に移りますけれども、今の調査結果で中核機関と宣言されている市区町村数が少なく、これを踏まえ、中核機関はさらに整備を促進する必要があります。

資料6は、市町村セミナー、都道府県担当者会議あるいは各地の市町村、都道府県に平均で週1回以上、御説明させていただいている状況でありまして、この取組をさらに進めます。

それから、資料7をお開きください。資料7は、予算に関する資料になります。中核機関の設置運営費は、総務省から地方交付税措置を今年度から講じていただいております。さらに、31年度予算案、国会で御審議いただいておりますけれども、去年の10倍以上の3.5億円の予算事業を、特にこの中核機関の整備のところでは用意しております。

この資料の2枚目をご覧ください。

真ん中の上のほうに、(1)都道府県事業と書いてあります。この中核機関の整備には、都道府県にも重要な役割を果たしていただく必要があります。市町村の中核機関立ち上げを広域的に支援する体制整備アドバイザーを配置する場合の支援などを計上しております。

そして、(2)、市町村向けには、中核機関の立ち上げや先駆的取組に対する支援を計上しております。

あと、下の点線の四角になりますけれども、中核機関の職員等に対する研修を始めたいと考えております。

以上であります。

続きまして、資料8を金融庁のほうからお願いします。

○金融庁監督局参事官 金融庁監督局参事官の中村と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、資料8に従いまして、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況について説明させていただきます。

1 ページ目、経緯でございますけれども、もともと成年後見人による被後見人の財産の不正利用を防止する観点から、大手信託銀行を中心に成年後見制度支援信託というものが2012年からございました。

ただ、この支援信託は、信託銀行の店舗が限られている等々ございまして、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方法の検討について議論がなされてきて、2017年6月から2018年3月にかけて勉強会が開催されまして、金融庁も参加したところでは。

そして、勉強会の報告書が取りまとめられまして、モデルスキームが提示されました。下の参考に後見制度支援預貯金というモデルスキームが描いてございますけれども、提示されまして、金融庁としましては、昨年4月、それから11月に各業界団体に積極的な導入を要請しているところでございます。

3 ページ目に移らせていただきまして、金融庁で導入状況について調査を実施しました。外国銀行支店ですとか、資産管理を行っているような特殊な金融機関は除きまして、預金を取り扱っています全預金取扱金融機関、1,330金融機関を対象に、支援預貯金あるいは支援信託に関する導入状況を調査いたしました。昨年の12月末を調査時点としておりまして、調査対象は資料記載のとおり、農漁協まで含めたところでの金融機関を対象にしております。

結果、4 ページ目です。

導入状況ですけれども、12月末時点におきまして、支援預貯金または支援信託を導入済みと回答した金融機関は、9%に当たります123金融機関となっております。

それから、導入を予定する金融機関というのは、うすいオレンジ色のところになりますけれども、39%ということで、導入済み、導入予定を合わせたところで48%ということでございます。

預貯金の導入を予定する金融機関のうち、約84%の金融機関が2019年9月までの導入を予定しているというのが図表2でございます。

それから、業態別・地域別の状況をご覧になっていただきたいと思います。5 ページでございます。

業態別の導入状況ということですが、信用金庫が特に割合としては高い状況。もともと

信用金庫では、この取組が早い段階から進んでいたということがあろうかと思えます。また、農漁協においても、導入済み、または導入を予定する金融機関というのが半分ぐらいまで行っております。

地域ごとに見てもらいますと、右側の図表4でございますけれども、関東地方など大都市圏は比較的導入予定割合が高くなっておりますが、右側にあります四国、北海道、九州・沖縄は、まだまだ導入予定割合が低いという状況でございます。

導入が難しい理由についても尋ねてみました。一番大きな理由は、人的リソース面の事情、システム面の事情を挙げている金融機関が多い。それから、導入方法がまだよくわからないとか、制度を知らないといった答えも見受けられたほか、その他の欄になりますけれども、都道府県の業界団体による裁判所との調整がまだできていないという回答も見られたところでございます。

今後どうしていくかということでございますけれども、業界団体におきましては、各業界団体において、最高裁判所との間で留意点、事務フロー等を協議してございまして、会員に対して情報提供を進めております。※印にありますけれども、例えば、全国銀行協会におきましては、最高裁判所との調整の上、本年2月に支援預金を導入するに当たっての事務フロー等を整備し、会員行向けに説明会を開催したということでございます。

先ほど、銀行会における導入の割合は、ほかの業態に比べるとやや低い状況でありましたけれども、今年2月になりまして、こういった形で取組が進められているところでございますので、我々としては、これから銀行会においてもさらなる検討が進められることを非常に期待しておりますので、状況についてフォローアップしていきたいと思えます。

また、2番目の○にございますけれども、各金融機関の顧客ニーズや規模・特性など、様々であります。こういう点には留意しながらも、支援預貯金・支援信託の導入予定の金融機関の状況を、何らかのKPIという形で設定することも検討していきたいと思えますし、このアンケート調査を継続して行いまして、その結果を示しながら、各金融機関に導入を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 それでは、資料9を山縣参考人からお願いします。

○山縣参考人 山梨大学の山縣でございます。

では、資料9、身元保証がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて御説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。

本ガイドラインは、医師を初め、法学者、弁護士を含めた研究班で検討してまいりました。研究班では、医療機関等への調査・ヒアリングを行ったほか、弁護士、司法書士、社会福祉士といった成年後見関係の専門職種による内部調査の結果も提供いただきました。具体的には、成年後見人等が医療の現場で直面した困難なケースや、逆に意思決定支援の観点を踏まえた好事例を提供いただきました。

また、検討に当たり、先行事例として、愛知県半田市において作成されましたガイドラインも参考にしています。さらに、実際に実務を担うことの多いメディカル・ソーシャルワーカーの団体である公益社団法人日本医療社会福祉協会にも御協力いただきながら、現行法制下で、医療の現場において成年後見人等ができること、できないことといった役割について、関係者のコンセンサスが得られるように最大限に努力して、本ガイドラインを作成いたしました。

3 ページをご覧ください。

まず、本ガイドラインの背景と目的でございます。平成29年の消費者委員会の建議や成年後見制度利用促進基本計画に基づき、身元保証人等がない場合にも医療機関や医療関係者が患者に必要な医療を提供することができるよう、患者側も身元保証人等がなくても安心して必要な医療を受けられるようにすることを目的としています。

また、医療機関や医療関係者に対して、成年後見人等の具体的な役割を示すことで、医療に係る意思決定が困難な人に必要な医療を提供することができるようにすることを目的としているものです。

このように、本ガイドラインは2つの背景、目的を持つものを1つのガイドラインとして整理しています。本日の御説明では、主に基本計画への対応部分を中心に御説明いたします。なお、本ガイドラインの読み手としては、医療機関で働く職員の方を想定して作成しております。

4 ページをご覧ください。

次に、本ガイドラインの支援の対象者等についてです。本ガイドラインの支援の対象者としましては、①家族や親類がない、または連絡がつかない状況にある人。または、②家族がいても家族の支援が得られない人としております。

また、医療機関がいわゆる身元保証という言葉で実際に求める機能や役割としては、平成29年度の研究班における実態調査等を踏まえ、4ページの中ほどにあります、緊急連絡先に関すること、入院計画書に関すること、入院中に必要な物品の準備に関すること、入院費等に関すること、退院支援に関すること、死亡時の遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関することの6つの機能・役割に整理できるかと考えております。

なお、調査では、身元保証の役割に、医療行為の同意を期待している事例もありました。この部分につきましては、まさに基本計画で成年後見人等の役割の整理が求められている部分ですので、本ガイドラインでは別途整理しています。後ほど御説明いたします。

その上で、本ガイドラインでは、いわゆる身元保証がない人への対応として、医療機関で働く職員の目線に立ち、（1）にあります判断能力が十分な場合、（2）判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合、（3）判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合の3つに分けて整理しております。

次の5ページが、（1）判断能力が十分な場合。

6ページが、判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合。

7 ページが、判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合について、例を挙げておりますが、詳細につきましてはガイドラインをご覧ください。

8 ページをご覧ください。

基本計画で求められている事項への対応部分です。医療に係る意思決定が困難な場合に求められることとして、(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用と、(2) 成年後見人等の具体的な役割をまとめています。特に、本人の意思決定が困難な場合には、人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドラインの考え方を踏まえ、何よりも本人を中心に据え、関係者や医療ケアチームの中で慎重な判断を行う必要があるとしています。

具体的なプロセスにつきましては、8 ページ上段の四角の中に記載しておりますので、御確認いただければと思います。

なお、直ちに救済措置を必要とするような緊急の場合には、柔軟な対応をする必要がありますとしています。緊急時・救急時は、このプロセスに縛られることなく、本人にとって最善の方法をとることを基本に対応するものと考えます。

ここから、本人の意思決定が困難な場合における、成年後見人等の役割の整理を大きく4つにまとめてみました。

まず、1 点目として、契約の締結。これは、成年後見人の基本的職務です。本人の健康状況に応じた医療サービスが受けられるよう、必要な医療契約を締結すること。また、それに伴う診療費、入院費について、医療機関からの請求に応じて、本人の資産の中から支払いを行うこととなります。

2 点目は、本人の医療情報の整理です。本人に必要な医療が円滑に実施されるよう、既往歴等の治療方針の決定に役立つ医療情報を、本人の家族等から集めること。また、そうした医療情報を主治医などに提供すること。さらに、医療機関から提供された本人の医療情報を適切に管理することなどです。

3 番目は、本人意思の尊重です。コミュニケーションが円滑に行われるよう、本人が意思決定しやすい場の設定を行うこと。医療機関が本人の意思を推定する際に、材料となる情報を収集し、医療機関に提供すること。退院後の利用可能なサービスの情報提供などの役割を果たすことが挙げられます。

最後に、その他の役割といたしまして、親族への連絡・調整といった親族の関与の引き出し。緊急連絡先や入院中の必要な物品等の手配、死亡時の遺体・遺品の引き取りなどの役割を果たすことが挙げられています。

以上の役割を果たすことで、患者本人が円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

なお、医療機関に対しては、成年後見人等に同意書へのサインを強要することがないように注意するよう促すとともに、医療機関が成年後見人等に説明を行った旨の事実確認を残したい場合の対応方法についても明示しております。

以上は、ガイドラインの本体、23ページから27ページに詳細がございますので、御確認いただければと思います。

研究代表者といたしましては、現行制度のもとでも成年後見人等が医療の現場で果たし得る役割を明らかにすることによって、医療機関や医療関係者が患者に必要な医療を提供することができる。また、患者側も安心して必要な医療を受けられる環境が整うことを切に願っております。

以上で本ガイドラインについての説明は終わりにいたします。

○大森委員長 先生、ありがとうございました。

今の御説明を含めまして、資料に則して御説明がございましたので、恐縮ですがけれども、質問に限ってお受けして、その後、皆様方の御意見を後刻伺いますので、御質問がある方がおいでしたら、どうぞお願いいたします。

どうぞお願いします。

○花俣委員 資料3ですけれども、最高裁と専門職団体との間で協議したというところの3つ目の○、「後見人選任後も」と書いてあって、その下に「後見人の交代」と書いてあるのですけれども、これは解任の可否はどうなるのかということと。あと、既に利用している方にも適用されるのかどうかということ、あるいは既に利用されている方にも適用するとしたら、その周知の方法はどのようになるのかということについて、お伺いしたいと思います。

○大森委員長 よろしいでしょうか。お願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 御質問ありがとうございました。お答えいたします。

こちらの資料3の中段の最後の○の「後見人の交代」というところにつきましては、例えば親族後見人の方が高齢になり、このまま事務を行うことができないという場合ですとか、課題が解決して、その専門職後見人にやめていただく場合なども考えております。辞任の場合や、解任ということも含めて考えているところでございます。

こちらにつきましては、後見人の交代・追加選任などにつきましては、裁判官が個々の事案において、個々のケースにおける具体的な事情を考慮して判断していくこととなりますので、既に利用されている方、これからの案件ということで区別されるものではなく、個々の事件で、裁判官が本人の状況や課題の状況などを踏まえて、適切に後見人の選任などについて考えていくという趣旨でございます。

○大森委員長 花俣さん、よろしいですか。はい。

どうぞ。

○住田委員 あわせて、今の資料3でお聞きしたいのですけれども、「後見人選任後も、後見人の選任形態等を定期的に見直し」、これは31年1月に各家裁へ情報提供と書いてございますけれども、この定期的に見直すというのは、具体的にいつ、どのように、どういった方を対象に定期的に見直していくと情報提供されているのかということをお教えいただきたいと思っております。

○大森委員長 はい。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 御質問ありがとうございました。

こちらにつきましては、あくまでも最高裁と中央の専門職団体との間で共有した考え方を、この31年1月に各家裁に、専門職団体との間で共有したものとして情報提供したところでございます。

ここで言う選任形態等の定期的な見直しというところにつきましては、これも先ほど申し上げた部分でありますけれども、個々の事件で各裁判官が判断していくというところでございます。この情報提供を受けて、各裁判官がそれを参考として、今ある事件について、そういった運用を考えていくということも考えられますし、場合によっては、各地の専門職団体との間で、さらにどういう運用が望ましいかという協議をした上で、個々の事件において運用していくということも考えられると捉えております。

今後、定期的な見直しという点については、現在は通常、年1回の定期報告を受けていますけれども、そういった機会に本人の状況等が変わった場合に見直しをしていくということが考えられますし、中核機関の機能が整備され、いろいろな情報提供を受けられるような状況になれば、そういった中核機関からの情報提供も受けて、選任形態を見直していくということが考えられると認識しております。

以上です。

○大森委員長 よろしいでしょうか。

○住田委員 ありがとうございます。

○大森委員長 どうぞ。

○水島委員 本人情報シートの関係について質問します。新しくできたものですので、ぜひ皆さんにも使い道を周知できればと思うのですが、本人情報シートに書かれている項目以外の事柄についても任意に提出することは差し支えないでしょうか。例えば、支援者によってどのような意思決定支援が具体的に展開されているのか、より詳しい情報をつけたいという方も中にはいらっしゃるかと思います。そういった情報を、例えば本人情報シートの添付という形でつけて、医師あるいは裁判所の参考にしていただくということが可能かどうかについて、お伺いしたいと思います。

○大森委員長 お願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 こちらの本人情報シートの作成につきましては、日本医師会などの医療の関係者の方とも協議して策定したものでございます。今、おっしゃられたような、本人情報シートに付加して、さらに必要な情報と考えられる情報を医師の方や裁判所に提供するという点について、何かそれまで裁判所のほうでおとめするようなことではないのだろうと認識しております。そこについては、医師の方との関係で丁寧に説明していただいたり、裁判所に対しても、こういう資料として提出しますということと御説明いただければ、それを提出しないでくださいという話ではないと私としては認識しているところでございます。

○大森委員長 よろしいですね。

どうぞ。

○原田委員 資料5について、お伺いしたいなと思うのですが、成年後見利用促進施策ということで、4ページで、中核機関未設置の理由というのは聞いているわけですが、次の市町村計画の未策定のところの考えられる理由みたいなものがおわかりなれば、教えていただきたいと思います。

○事務局 済みません、少々お待ちください。たしか、そこは調査していなかったと思いますが。そちらはとっていません。

○大森委員長 とってないそうです。いろいろ考えられないことはないでしょうけれども、データが今のところないものですから。

どうぞ。

○川口委員 司法書士の川口です。

今回、同じ資料5の8ページ、ウの市町村の利用支援事業等の点に関してですが、申立費用、報酬の助成制度を設けている自治体の割合が94%から95%となっている。市区町村がほとんど使用しているということですが、参考資料5の14ページ、申立人別実施状況によりますと、実際、首長申立てが96%で、本人申立てとか親族申立ては1%台になっていたりしていますけれども、この辺の関係はどういうふうになっているのでしょうか。94%から95%利用しているという回答になっていますけれども、首長申立ての場合だけ助成制度が利用できる場所も相当多いと考えてよろしいですか。

○事務局 まず、資料5の、最初におっしゃられた要支援事業94~95%ですが、制度を設けている市町村の数になっているという状況であります。今、川口委員がおっしゃられた、後ろの参考資料5、29ページ目の真ん中の申立者別の助成対象ということで、これが都道府県別に出ておりますけれども、その下の数字を見ていただきますと、内訳としては、市町村長申立てが1,650、本人申立てが769、その右も云々となっておりますので、実際は市町村長申立ての実施数が多くなっているという現状です。

○大森委員長 どうぞ。

○川口委員 ということは、基本的に首長申立てに限っているところが多いという認識でよろしいでしょうか。

○事務局 そういうことかと思えます。

○川口委員 わかりました。

○大森委員長 ほかに御質問ございますか。

先に進めてよろしいでしょうか。もし何か重要な御質問があったら、どうぞまた後刻。

それでは、ただいままでで御質問の時間は終わりです。山縣先生、ここで御退席でございましょうか。ありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

(山縣参考人退出)

○大森委員長 それでは、議題2に入りまして、「KPIの設定と平成31年度中間検証」に向

けて、これから皆さん方の御意見を頂戴いたしたいと思っています。

それでは、資料10につきまして、まず老健局から御説明がございます。

○認知症施策推進室 認知症施策推進室でございます。

先ほどの大口副大臣の挨拶のほうにも出ておりましたけれども、認知症の関連で最近動きがございますので、少し情報提供させていただければと思います。

資料10です。

1枚下に行ってくださいまして、こちらに推進体制が載っております。認知症に係る諸問題につきまして、関係行政機関の緊密な連携のもとに、政府一体となって総合的な対策を推進するために、昨年12月末に認知症施策推進関係閣僚会議というものが立ち上がっております。それ以前は、関係省庁連絡会議というものがございましたけれども、それが格上げされた感じになります。官房長官が議長でございます、副議長は健康・医療戦略担当大臣、平井大臣と根本厚労大臣になります。

関係閣僚会議の下には幹事会を置きまして、関係省庁で構成されております。座長は、総理大臣補佐官になっておりまして、座長代理は厚労省の医務技監になっております。ここで、有識者会議ですとか、必要に応じて専門委員会の意見もお聞きしながら議論を進めていくことにしております。そのほか、右側にありますけれども、機運を醸成していく運動体のようなものとして官民協議会を設ける予定としておりまして、こちらとも連携を図っていく予定で考えております。

事務局は、下でございますけれども、内閣官房と厚労省で務めることになっております。右側の官民協議会のほうは、厚生労働省と経済産業省で事務局を担う予定となっております。

続きまして、その下のスライドに行ってくださいまして、こちらは、参考としまして、海外での認知症施策を御紹介したものになっております。海外でも認知症施策は重要課題と捉えられておりまして、国を挙げて取組を推進しているということでございまして、日本でも省庁が一丸となって取り組んでいく必要があるということでございます。

その次のスライドに行ってくださいまして、こちらは、今の新オレンジプランの概要になっております。認知症の人の意思が尊重されて、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように、下の7本柱の取組に沿って各施策を推進しているところでございます。

最後になりますけれども、スケジュールの関係でございます。昨年12月の関係閣僚会議の開催から始まりまして、幹事会、有識者会議などを何回か開催して、5月から6月ころに大綱を取りまとめる予定としております。

そして、その後、内容は骨太方針へ反映されて、予算要求に盛り込まれていく、つながっていくという感じになります。この大綱が新オレンジプランにかわるものになるイメージでございます。

説明は以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、次に参りましょうか。資料11、12につきまして、事務局から。

○事務局 それでは、資料11をお開きください。

1枚目ですけれども、2つ目の○のところですが、4月からの31年度は、この基本計画の中間年度に当たります。各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うとされています。そこで、この各施策の進捗状況をより客観的に把握するために、KPI、成果指標を設定し、そして、そのKPI達成のためのより具体的な施策を検討し、改善していく必要があります。

2枚目に基本計画の工程表がありますけれども、これにKPIを設定していくということでもあります。

具体的には、3枚目になりますけれども、左の欄が工程表の記載であります。真ん中の欄に計画最終年度の2021年度末の目標として、KPIの案。それから、右の欄が「KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）」になります。

まず、大きなところとしまして、上から2つ目のIIの「市町村計画の策定」。「市町村計画を策定した市区町村数」は、「全1741市区町村数」を目標とすることを提案します。そのために、右の欄に、31年度予算案の事業の活用。それから、もうすぐ計画策定の手引きができます。

それから、次のページに飛んで、一番上の段のIVの真ん中のKPIのところ、「中核機関を整備した市区町村数」、それから地域連携ネットワーク、「協議会等の合議体を設置した市区町村数」も「全市区町村数」を提案します。今、申しあげました大きなKPIのもと、また3枚目に戻っていただきまして、一番上のIの「中核機関でパンフレットとかの広報機能を有する数」も「全市区町村数」。

上から3段目の、「中核機関が受任者調整機能を有する市区町村数」は、現在の210市区町村という数字を全国ベースに伸ばし、「800市区町村」。

それから、その下の行、「中核機関が後見人バックアップ機能を有する市区町村数」は、現在の59から「200」という数を提案します。

それから、このページの一番下の欄、「意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討云々」というのが工程表にありますけれども、真ん中のKPIとして、「後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定」。右の欄ですけれども、そのために、「親族後見人を含む後見人等が本人の意思や身上に配慮した適切な後見事務を行うことができるようにすることを目指し、後見人等による意思決定支援の在り方について、専門職団体等と連携し、共通認識の形成に向けて、本人の視点を踏まえて協議する場を設ける。」ここは、後ほど最高裁判所から御説明があります。

真ん中の欄の下の行、今のところの下の行ですけれども、「後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数」は、「全47都道府県」としています。

また4ページ目ですが、上の欄の3行目、国研修。これは、先ほど御説明しました31年

度予算案に計上しておりますけれども、「国研修を受講した中核機関職員等の数」が「3500人」ということで、一自治体2人程度。右の欄、31年度から国研修の実施を考えています。

それから、真ん中の2つ目の段は、先ほど金融庁から御説明のありました「後見制度支援預金・信託導入又は予定の金融機関の状況等」ということであります。それで、右の欄ですけれども、「預貯金管理に関する勉強会報告書の周知・活用。金融機関の取組状況の把握・周知等（金融庁）」。それから、次の行ですけれども、「預貯金管理に関する勉強会のフォローアップを実施予定（法務省、金融庁、最高裁）」。それから、「取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討（法務省、金融庁、最高裁）」。

それから、下の段に移りますけれども、真ん中のKPIのところですが、「医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供」ということで、先ほど山縣先生から御説明いただきましたけれども、右の欄、「ガイドラインを発出し、自治体向けの全国会議等での周知」。

最後に、一番下の段の真ん中ですが、「権利制限の法制上の措置の見直し」、「188法律」ということで国会に提出しております。その右、「法案が成立した場合、関係省庁において、改正法の円滑な施行、政省令等の見直し等（内閣府）」。それから、「会社法、一般社団・財団法人法における欠格条項の見直しに向けた検討（法務省）」ということがあります。

続きまして、資料12をお開きください。

これは、最高裁判所がまとめられました成年後見関係事件の概況ということで、今のKPIを考える上で、現在のデータということで参考になります。30年1月～12月までの数字になります。

この資料をめくっていただきまして、4枚目くらいに1ページ目、「1 申立件数について（資料1）」というのが出てくると思います。申立件数は、前年比2.3%。特に、保佐の伸びが9.4%、補助が8.9%と伸びています。

次に、6ページほど飛ばしまして、7ページと書いてあるところに行きます。「（参考資料）開始原因別割合」と書いてあります。これは、開始原因としては、認知症が最も多く、全体の63.4%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.9%の順となっています。

次のページ、8ページで、「6 申立ての動機」についてですけれども、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっています。

次に、1ページ飛ばしまして、10ページ、「8 成年後見人等と本人との関係について」でありますけれども、親族が後見人等として選任された割合は23.2%となっております。

それから、最後のスライド、「9 成年後見制度の利用者数」になりますが、合計で21万8142人ということで、対前年比約3.7%の増加となっております。これらのデータも御参考にしていただければと思います。

それでは、最高裁判所から資料13をお願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 それでは、資料13をご覧くださいと思います。

先ほど厚生労働省から御説明のあったKPIの、後見等による意思決定支援の在り方についての指針の策定の部分について、補足して御説明いたします。

資料13の上部をご覧くださいと思います。基本計画におきましては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされております。

利用者がメリットを実感できるような制度・運用としていくためには、後見事務についても意思決定支援の考え方に沿ったものとなっていく必要があります、そのために、後見人による意思決定支援の在り方について、厚労省において策定されているガイドライン、こちらに記載しております認知症の方や障害者の方の関係について、それぞれの特性に応じた在り方がまとめられているものと認識しておりますけれども、これらのガイドラインも踏まえまして、後見事務における具体的で実践可能な指針が策定される必要があると考えております。

そして、指針は、専門職後見人だけではなく、親族後見人においても実践可能なものとするのが重要ですが、これは後見人をサポートするチームの存在や、そこで得られる支援の内容にも大きく左右されることになると考えられます。したがって、全国、どこでも本人が適切な意思決定支援を受けられる態勢を整えるためには、現場で支援に当たってこられた専門職団体や、後見人等の支援に関与する中核機関などとも連携していく必要があると考えられます。

そこで、今後、厚生労働省及び専門職団体などと連携し、意思決定支援の在り方について協議する場を設け、本人の視点を踏まえ、指針の策定に向けた議論を行っていく予定です。

資料13の真ん中部分に、それぞれの立場・役割などを記載しておりますけれども、裁判所は後見人を監督する立場から、厚生労働省は権利擁護の施策全般を担い、中核機関の設置を推進する立場から、専門職団体には後見人として意思決定支援を実践する立場から意見を出していただき、意見交換を行い、指針の策定に向けた検討を進めたいと考えております。

説明は以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

1時間弱ございますので、これからは今の御説明にございましたように、KPIの設定と、平成31年度中間検証に向けて、どういう方向、どういう内容にするかということを決めていかなければいけませんので、皆さん方の自由な御意見を伺いますが、先回のときに、意見は次回以降と私が言った記憶がございますので、基本的には今の御説明で、今後の私どもの作業に則して御発言いただければいいと思いますけれども、関連するようなことがあれば、意見を出していただいて結構ではないかと思っています。

それでは、どなたからでも結構ですので、はい。

○水島委員 譲っていただきまして、ありがとうございます。法テラス埼玉の水島です。

KPIの件に関して、後見人等を取り巻くさまざまな意思決定支援についての具体的な取組が進められることを期待しております。他方で、今年度は、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに関するモデル研修プログラムづくりなども進められているところがございます。つまりは、後見人だけが意思決定支援を理解していても孤立するだけであって、チーム支援体制の一員として、無理なく後見人も意思決定支援にかかわっていくためには、ご本人を取り巻く親族・関係機関の方々も、意思決定支援ガイドラインの理念や趣旨を理解し、共通認識を持って動く必要があるものと考えております。

その観点では、KPIの中に、厚労省発出の各意思決定支援ガイドラインに関する研修プログラムに関して、具体的な実施時期・回数等も含めて入れていく必要性もあり得るのではないかと考えますが、社会・援護局、老健局の方々の御見解をお伺いしたいと思っております。

○大森委員長 きょうは御意見を伺いますけれども、今、お答えできる範囲であれば、どうぞ。

○事務局 前回も、いろいろガイドラインがあって、その整理も必要という御意見もいただきましたので、社会・援護局としては、来年度に研究事業で、障害と高齢者それぞれガイドラインがありますので、その辺の整理といたしますか、おっしゃられたような、みんなが一緒に共通のコンセプトが持てるようなことを、専門の先生の御意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

具体的なスケジュールの調整とかは、老健局や障害部と、これから相談して進めたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 よろしいですか。もうちょっと心強い御発言を期待されていませんでしたか。関係していますので、厚労省の中の話について言えば、きちんと調整をとってもらいたいと思いますね。

新井先生。

○新井委員 KPIの設定、極めて有意義なものだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。それとの関係で、平成31年度が中間検証に当たりますので、それに関連して少し意見を申し上げたいと思っております。

まず、現状認識ですけれども、1番目に、資料12、12ページの成年後見人についての概況にあったように、利用者数は確かに増加しているわけですが、微増にとどまっています。しかも、後見類型が圧倒的な割合を占めているのに対して、保佐・補助あるいは任意後見の利用は低迷しておりまして、以前と構造的に変化はないように思われます。先ほどの資料12の1ページのところで、確かに保佐は少し%が伸びて、補助もそうですけれども、答申が最近厳しいものですから、この程度で基本計画の理念はまだ実現していないと考えま

す。

それから、2番目の観点ですけれども、平成31年度中には、障害者権利条約の日本の審査が実施される予定ですけれども、そこでは、後見類型の偏重と任意後見の低調ということが論点になることは必定だと考えます。今、申し上げた現状認識の2つの点を踏まえて、これから少し幾つかの提案をさせていただきます。

まず最初は、任意後見の活用です。任意後見は最も推奨すべき制度であり、基本計画にもその旨がうたわれています。まず、法務省に、任意後見の活用についてのお願いをしたいと思います。

1番目に、任意後見監督人の選任を促す方策の検討が必要です。登記を媒介にして本人の状況を把握するシステムが、例えばイングランドのOPGにあり、イングランドでは346万人の人が既に任意後見を利用しています。その他の国も同様の仕組みがあり、登録と監督を有機的に結びつけるシステムを日本でも検討する必要があるのではないのでしょうか。

2番目、任意代理が有効であれば、任意後見は不要であるという、法務省のいわゆる有権解釈の再検討が必要であるように思われます。この解釈は、任意後見の意義を否定し、ひいては成年後見制度の潜脱につながるように思われます。この有権解釈に関して、金融庁についてもお願いがあります。近時の金融商品の中に、本人が意思能力を消失しても、その任意代理人が預貯金の払い出しをすることができるというものがあり、広く宣伝されていますが、これは先ほどの有権解釈に依拠しているとはいえ、成年後見制度の回避、潜脱であるように思われますが、この点について御検討いただければと思います。

次が、家族信託について、法務省と金融庁へのお願いがあります。家族信託という信託利益が普及してきていますが、受託者への財産権の実質的な移転がない、受託者は管理義務を負わないということで、信託としての効力は私にとってはないと思われるのですが、こういう信託によって成年後見制度を潜脱するために多くの自製があり、マスコミでも広く推奨されています。家族信託普及の一つの要因は、信託法の規制を緩和したことにあると思いますが、民事信託分野における規制について、改めて検討していただきたいと思います。

あわせて、信託業を所管する金融庁においても、このような家族信託をあっせんしている業者についての指導がどのようにあるべきかを検討していただきたいと思います。さらに、いわゆる信託口座と言われるものの統一的な取り扱いについても検討していただきたいと思います。

3番目、保佐・補助の活用、これは裁判所へのお願いです。保佐・補助の活用は、基本計画でもうたわれているわけですが、低迷しています。とりわけ補助類型は、権利条約にも親和的であると考えておりますので、普及が望まれるわけですけれども、補助が低迷している理由はどこにあると裁判所は分析しているのか、検討の上、御教示いただきたいと思います。申立人あるいは社会の意識を変えたほうがいいのか、それとも類型見直しの立法論が必要なのかどうかの示唆を、裁判所という立場を踏まえてという枠内で結構です。

裁判所の独立性ということは十分尊重いたしますけれども、裁判所なりの検討をお願いしたいと思います。

最後、4番目ですけれども、先ほどの政府の関係閣僚会議の推進体制についてのお願いです。ぜひ新しいオレンジプランを内容あるものとしてまとめていただきたいと考えますけれども、専門家会議としては、この中に権利擁護とか成年後見制度の推進というキーワードが入っていないのはすごく残念に思います。ですから、そういう権利擁護なり成年後見という言葉を入れていただくように、7つの柱のどこかに入れるのか、8番目を設けるのかは別にして、ほかの専門家会議の委員にもし御異論がなければ、そういう方向でぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○大森委員長 御要請としてお聞きしておけばよろしいですか。関係のところできちんと検討してもらいたいということで、今、この場で何か御発言、お願いできますか。では、お願いしましょう。

○法務省大臣官房審議官 法務省でございます。何点か御指摘いただきまして、ありがとうございました。

任意後見制度の活用ということに関しては、先生御指摘のとおり、私どもとしても大変重要な課題であろうと考えております。現在ある登記制度と、それから後見監督人の選任をどのように促していくのか、そこを結びつけるということに関しては、なかなか難しい問題もございますが、今後の議論の進みぐあいを見ながら、しっかり受けとめて検討してまいりたいと思います。

それから、本人が十分な能力を有するときに任意代理契約を締結し、その後に能力が失われた場合の効力がどうなるのかといった点については、御指摘のように、それを終了させるという方向も確かにあり得るとは思いますけれども、それについての弊害といったことも指摘されており、その点について、もちろん当事者間で明確な合意がされていれば、それに従うということになるのでしょうけれども、そういった合意をすることを促すかどうかということも、また難しい問題かなと思っております。

それを踏まえた上で、しかし、より任意後見契約を御利用いただき、また後見監督人の選任をスムーズに行っていただくということは大変重要なことだと思いますので、そういったことについて引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、家族信託の実情、それを踏まえた問題点といったことについても、御指摘を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

○大森委員長 新井先生、きょうはよろしいですか。はい。

ほかの省庁、金融庁の方、よろしいですか。何か御発言ありますか。

○金融庁監督局参事官 金融庁も、先ほど法務省から御回答ありましたように、家族信託に関するいろいろな御指摘につきましては、実態をよく把握した上で、どんな問題があるのか研究してまいりたいと思っております。

あと、金融商品の関係も、個社において、そういう開発がなされているということは私どもも承知しております。個社の商品ですので、あまりコメントするのはどうかと思いませんけれども、利便性と安全性のバランスをとるために、いろいろなテクノロジーを活用して、仮に任意の方が管理しているということであっても、その不正な引き出しがなされないように、周りの方がチェックするとか、そういった機能を付した形で商品を提供していると承知しておりますけれども、先生御指摘のように、潜脱のような問題がないのかどうかについては、今後も注意してよく見ていきたいと思っております。

○大森委員長 ありがとうございます。

最高裁、どうぞ。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 御指摘ありがとうございます。

補助の活用のところにつきましては、実際に事件数としては少ない状態になっているところでもあります。ただ、裁判所としては、申立てを受けて審理するという立場でございます。例えば、保佐の申立てがされ、鑑定や本人調査を行った結果、保佐類型ではないということになれば、そこは申立ての変更を促すなどといったことは運用としてされているものと承知しております。

今後、補助の活用という観点では、支援を必要とする人を早期に発見して、そのまま申立てにつなげることが必要なのではないかと考えておまして、そこにつきましては、厚生労働省も含めまして、この利用促進の取組の中で、裁判所における事件の実情も踏まえて協議させていただくということができればと考えております。

○大森委員長 関係閣僚会議の話も出ましたが、よろしいですか。

○認知症施策推進室 関係閣僚会議の柱の関係ですけれども、今すぐ盛り込みますというお答えはできないのですけれども、今ですと、7つの柱のうちの⑤のやさしい地域づくりの中で、権利擁護の関係なども蔑ろにすることなく取り組んではいるのですけれども、新しい大綱ができた際にどうなるかというのは、また今後の議論とかもありますので、今すぐどうこうというお答えは勘弁していただければと思います。

○大森委員長 権利擁護が含まれていますと。

では、池田さんに行きましょうか。

○池田委員 ありがとうございます。

まず、大変うれしかったと言うとあれですが、今回、KPIという形で、意思決定支援を踏まえた後見事務の在り方について後見人研修をするということを明確に書いていただきました。資料11の意思決定支援を踏まえた後見人事務の研修というのが、実践の第一歩だと思っています。本人のためとか、利用者のメリットというところで、確かに関係者が理解していただくのも大事ですが、実際に判断力が低下した方にかかわる後見人がこのことを十分に理解するために、研修をきちんと行っていただくということが本当に最初の第一歩だと思っているので、これは全都道府県で実施していただきたいと思っております。

そして、その中でもう一つうれしかったと言うとおかしいですが、最高裁判所の資料13

で書いていただいたように、後見人の選任とか解任とか監督、また報酬権限を持っていらっしゃる最高裁がここにかかわっていただくことが、実効というところで非常に大きいなと思っているので、これはぜひ進めていただきたいなと心から思いました。

それから、もう一つぜひ申し上げたいことが、先ほど御質問もしていただいたのですが、けれども、前回の会議でも私、発言し、議事録にも残していただきましたが、低所得の方の成年後見制度利用支援事業の徹底が十分でないのではないかと。改めて、首長申立てに限るものではないということ。

2点目は、後見類型に限るものではないということ。

それから、以前厚労省に出していただいた通知に関しても、二親等内の親族がいると申立てできないのではないかと自治体が勘違いしてしまうことも多く、その解釈は間違いです。よと厚労省から各自治体にきちんと知らしめていただきたいというのは、改めて申し上げたいと思っています。

本人のメリットが見えてくれば、報酬に納得していただけると思っているのですが、現実には私たちがかかわるときも、特に保佐や補助で使っていただきたい方については、一番気にされ、質問され、また不満が出るのが報酬と選任のことです。成年後見制度利用促進法で身上保護の重視を明確にさせていただいて、財産だけじゃなくて、せつかく生命とか生活とか人権を守るために重要となっているところですので、低所得者の利用については十分考えていただいて、それが後見の社会化につながると思っています。

ただし、そのときに、私は今回、裁判所の研修のこともうれしかったのですが、保佐とか補助の方々の利用を考えたときに、先ほど選任に関してのお話しをしていただきました。それから、選任のことと報酬のことというあたりが、御本人や御家族にとって、つまり利用者ニーズで非常に気になるころなのですが、そこが専門職には意見を聞いていただいているというのは存じ上げているところです。

ですが、せつかく意思決定支援の考え方も入れて診断書の形式等も変えていただく、この際に、例えば当事者とか御家族に意見を聞くとか、御説明いただくという機会があると、裁判所というものの存在も含めて、もっと身近に感じていただけるし、ブラックボックスで置き去りにされているという思いを持たれている現実があるような気もする中で大変残念に思っているのです。そこはお考えいただければありがたいなと思っています。そのような御検討をいただくことは可能なのでしょうか。その辺もお聞きしたいと思っています。

もう一点だけよろしいでしょうか。それは、先ほど水島委員も聞いていただいたのですが、私も地域福祉の現場でかかわらせていただく中で、地域包括支援センターや他の権利擁護支援との連携が、この成年後見制度というところがきちんととれていないと感じたりすることが多いです。先ほど山縣先生が御説明いただいた身元保証グループの相談先にも、地域包括支援センターにと書き込まれていますが、権利擁護として、消費者被害とか虐待だけじゃなくて、後見などに関しても地域包括支援センターの業務としての権利擁護業務があるというところが、きちんと使われていない部分。研修などでももったいないと思

ます。

自治体の直轄の地域包括支援センターが、この後見の中核機関に名乗りを上げてくださっているところもあるようですけれども、地域包括ケアを進めていくためには、地域包括の権利擁護業務の拡充ですとか、こういったものは費用対効果も大きいと思います。また、同様に、都道府県の役割として、例えば高齢者であれば高齢者権利擁護等推進事業というのがあるのですが、予算消化されていないというので、国会で質問があったというお話も聞いています。この事業で、介護や福祉関係者等で権利擁護として成年後見制度を一体的に捉えた研修をしていただくということも有効なのではないかと思い、これは老健局等にも御検討いただけたら大変幸いです。

要望だけではなくて、具体的な提案をと思いますのは、今、一般市民の方にも少しずつこの制度に興味を持っていただけているかなと思っていますので、市民後見人をどんどん養成したり、選任もぜひ裁判所をお願いしたいところですが、そのためには、よりこの後見の社会化というところで、各省庁で、私の現場レベルで申し上げるのもあれですが、ぜひ連携を改めてお願いしたいと日々思っているものですから、ぜひお願いしたいと思って御質問させていただきました。

○大森委員長 最高裁の点についてだけ伺いましょうか。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課 御意見ありがとうございました。

選任と報酬の関係につきましては、これまでも利用促進委員会などでもさまざまな御意見をいただいて、また家裁にもいろいろ御意見が寄せられているところでございます。引き続き、基本計画を踏まえまして、身上保護を重視した選任の在り方について検討していきたいと考えておりますし、報酬の関係につきましても、そういった利用者の方から寄せられた、後見人の事務がよくわからないのに高い報酬がついているといった御意見をいただいて、今般、管理財産額及びその管理期間に応じて定まる基本報酬ということではなくて、後見事務に応じた適正な報酬を付与していくという方向性での検討を進めているところでございます。

今後、特に選任の関係につきましては、中核機関が行うマッチングにも影響するところでございますので、このようなマッチングについては福祉関係の方、利用者の方の視点も含めて検討していくべき事項で、自治体や関係団体等も含めて連携して話をしていきたいと考えております。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、そちらのお三人、土肥さんからお願いしましょう。

○土肥委員 弁護士の土肥でございます。

私ども、地域でいろいろやっていく中で、今回の御報告の中では、資料5の取組状況調査結果という、中核機関の設置の有無ということで、7割以上が設置されていないし、予定もなかなか立っていないという調査結果が出ておまして、全国的に一生懸命やっている専門職団体の一員としては、ちょっと寂しい調査結果だなと率直に申し上げたいと思い

ます。事前に説明を受けましたときにも、この結果ほどには特に何がすごく進んでいないとか、全くそういう方向がないということでもなくて、いろいろな状況の中でこの結果になっているという御説明もいただきましたし、実際にいろいろやっている中で聞いても、いろいろな動きは出てきていると思っております。

その中で、日本、広い中で、地域にさまざまな事情がありまして、また社会資源の状況、専門職の状況も含めまして、いろいろな状況があると思います。私ども弁護士会でもいろいろな話をしておるところですけれども、中核機関の指標として、相談機能や広報機能というものをまず考えるという考え方も出されていて、それがだめだということでもないのですけれども、まずは地域の専門職や地域包括の方、あるいは職員の方が集まって話し合う場をつくるということもすごく大事なのではないかと。地域の実情をその中で出し合う中で、地域の課題も見えていきますし、広報機能などは既にやっているところが多いかと思うのですけれども、それをどう発展させていくのかという課題も出てきますし、その中で中核機関ができて、その後の活動の広がりにもつながっていくと思うのですね。

もちろん、全ての機能を最初から計画してもらおうということではないのですけれども、事情を出し合う場をつくるのが、地域連携ネットワークにもつながっていくと思えますし、そういう場を設定しようということで、行政の方なり、権利擁護センターがあるところはその職員の方なりが中心になるということで、中核機関の核もできていくのではないかと思いますので、そういう形で地域の事情を出し合う場をつくっていくことも非常に大事ではないかと思います。そういう中で、この数字も上がっていけばいいのかなと思っております。

あと二、三ですけれども、成年後見の社会化ということが今、言われておりますけれども、その一つの指標として、首長申立ての件数というのも非常に大事な指標であると考えております。これは、調査結果を見ましても、地域間の差が大きいですし、いろいろな経験から言っても、高齢者部門と障害者部門でも大きな差があります。こうした差を埋めていく作業というのも大変重要だと思いますので、そういう申立ての研修を都道府県などでやるとか、そういうことも検討していくことが重要なのではないかと考えます。

あと2点ですけれども、すみません、診断書の改定がありました。これはいろいろな意見も出ているところですが、診断書の改定につきましては、1つの大きな動機は、障害者の方などが適切な類型になっていないのではないかと、後見類型になり過ぎているのではないかとという視点もあってなされたのではないかと認識しております。そこから言えば、診断書が改定されたことによって、保佐・補助がどの程度ふえたのかという検証も必要なのではないか。そういうものもKPI、先ほどの新井先生の発言を聞いておりましたら、保佐・補助を何件にするという数値的な目標も検討してもいいのかなと思ったところではございますが、そこまで行かなくても、何らかの検証が必要なのではないかと思いました。

最後に、不正防止の観点で、後見支援預金の広がりについてですけれども、いろいろな方の御尽力で一定の広がりを見せているということを大変積極的に評価しております。た

だし、言われていることですけれども、地域的にも、金融機関の種類についても、まだまだ限定的だということだと思います。信金や信組さんがほとんどということになっておりまして、地方銀行や都市銀行になかなか広がらないというのが大きな課題になっているのが今の段階だと思います。

成年後見制度を利用するに当たって、それが躊躇する原因にならないように、従前自分が利用していた金融機関で、そのまま後見支援預金も設定できる、選択可能ということが望ましいということだと思いますので、さらに検討をお願いしたいと思っております。

それと、もう一つだけ、そのそもその前提で言えば、後見人が普通使わない多額の預金の払い戻しをする権限があること自体がいいのかという問題があります。利用者がメリットを感じられるということは、利用者が課題だと感じていることを解決するための制度だとして利用できることだと思いますので、制度の抜本的な見直しも必要なのではないかという意見も述べさせていただきます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

市町村の現場の中核機関とか申立ての話が出ましたので、本城さんと河村さんに関する御意見があれば伺いましょうか。

○伊東委員代理 ありがとうございます。倉敷市の本城です。きょうは、うちの市長の伊東の代理で参りました。

先の7月の豪雨災害では、全国から多大な支援を賜り、ありがとうございます。御心配をおかけしております。

恥ずかしながら、先ほどの資料5で言うと、倉敷市はどちらもグレーのエリアに入っております。一方、今、さまざまな先生方からの御発言をいただき、私が1つ、ふだんからこの利用促進に絡みながら疑問に思っていることで、こうではないかと思っていることというのは、数ももちろん大事だろうと思っておりますけれども、メリットという意味では質の担保が一番求められていると思っております。そういう意味では、今回、KPIにおいて、細かくいろいろなものを示されたのは、市にとっても非常に参考になる。

ただ、1つ、中核機関という言葉が前に出ると、どうしても箱物をイメージされてしまう。倉敷市においては、うちの市長の伊東とも相談しながら、何の機能が足りなくて、何を整備しなければいけないかは市によって違うのではないか。岡山県で言うと、これまでの会議でも申し上げましたとおり、かねてから、市町村申立てに限って言うと、候補者は市町村で既に選定して申立てをしていた。でも、実務を担当している者として、それが適切かどうか、たまに悩むことがあるわけです。

それはなぜかという、受任調整会議じゃなくて、市の中でその業務に携わっている者の話し合いで決めてしまう。これは恣意的と捉えられてもおかしくない。そういう意味では、この受任調整というものには、専門職あるいは実際後見の実務をしている方の意見は欠かせないだろう。あるいは、後見人の支援という御指摘があって、後見人の支援の取組

をしなければいけない。では、後見人に市の行政担当者がアドバイスできるか。まずできません。となると、先ほどから何度も御指摘あるとおおり、専門職の方々あるいは専門実施機関等の方々とのパイプ、調整、連携が欠かせないと思いますので、そういったところは市としても非常に参考にさせていただきたい。

ただ、もう一点、繰り返しになるのですけれども、中核機関という言葉が、ここでKPIで示されているのは機能面だと思います。実は、ハードルとして機関というと、市町村が今回グレーに反映されているのは、相談に乗っていないとか周知していないわけではなくて、恐らくどの市町村も窓口で相談に乗っている。周知も図っている。ただ、機関とどうしても丸をつけづらくて丸をつけていないという数も相当数、このグレーには含まれておりますので、今後、そういった細かいところで、きちんと相談に乗れているとか、相談の件数も含めて、そういったところで実施・検証していくことも必要なのではないかなと思います。

ありがとうございます。

○大森委員長 現場では、看板をかけるような話。今もいろいろなところにある。

○伊東委員代理 連携して、例えば協議会であれば、自分でも反省しているのですけれども、私、そもそも後見業務と虐待対応業務も兼務しております、これまで虐待の対応のツールとして後見制度というものを使っている部分が大きくあったのです。でも、今、障害のある方の支援をする中では、保佐・補助というのは非常に有意義なツールになってきますので、市町村や支援者がツールとして都合よく使う制度ではなくて、この制度によって何が助けられて、何の不安が解消されるということ、利用される方々、障害をお持ちの方、高齢者の方にもっと周知していくことが大事。

そのためには、入り口としては、先ほど池田先生の御指摘にもありました、支援する側の教育、支援する側がそれがわかっていないと、ともすれば支援者の都合で後見制度を導入しがちというのが、今のこのデータにあらわれている実情だと思いますので、その辺の考え方を周知していかなければいけない。なので、看板というか、機能面で、相談機能はどういうふうに持っていく、あるいは周知はどういうふうに行っていく、受任調整は会議を持つ、専門職に参加してもらおうという仕組みで行けるのではないかと倉敷市では考えています。

○大森委員長 河村さん、何か一言ございますか。

○河村委員 町村の場合には、そんなに件数が多くないものですから、今いろいろ議論している中核機関という問題をやると、費用対効果の問題からどうなのか。私どもの例で申し上げますと、何年に一回、こういう問題が起きる。今、お話がありましたように、むしろ虐待のほうが多くなってきているのです。それは、包括支援センターを含めた大勢の人たちがかかわりを持ちながら解決するということが一番大きな問題です。

成年後見の問題に関しましては、むしろ高齢者の問題。高齢者が認知症になった場合に、それをどう支えるかという問題で、専門的な知識をお持ちの皆さんに、どういう連携をと

りながら、そのお知恵を借りるかということが、効率的な行政を進める上で一番必要なのかなと私は考えております。そういう点では、専門家の皆さんのお知恵をかりるのに、専門家の中核的な部分を小さな自治体で設置していくというのはなかなか難しいかなと思っております。

○大森委員長 それでは、引き続き、野澤さん。

○野澤委員 野澤です。どうもありがとうございます。

資料をざっと見せていただいて、すごく希望を感じる点が多かったのを御指摘したいと思います。

資料3を見ていて、これまでは財産管理が中心だったのが、意思決定支援を中核とした身上保護、身上監護を全面的に持ってきて、これをやるためには、本人のことをよく知っている親族等、身近な人が後見人になるのが望ましい。私、本当にそのとおりでと思うので、これは非常に画期的なことだと思えます。それを中核機関とか専門後見人がバックアップしていく、これは大賛成です。しかも、その定期的な見直し、柔軟に後見人の交代、追加選任をと、ここも非常に行き届いているところだと思えます。

では、実際に現場でこれを実現していくためにどうすればいいのかと考えなければいけないと思っていて、今でもそれぞれの家裁で、選任の仕方とか監督の仕方ですごく差がありますね。これを見ると、各家裁に情報提供とあるので、情報提供だけでうまくいくのかなという気もして、もっと徹底して現場でこういう運用をしていただけるようにしていただきたいというのが1つです。

もう一つ、親族が後見人になるのはいいのですけれども、これまでもよくわかっていない親族がなってしまうと、ただ親族だというだけで選任されて、不正とか不適切なことが多くて、解任というのが繰り返されてきたわけですね。なので、後見人になる人に研修をまずして、ちゃんとしたものを身につけてもらうことが必要なのですが、果たして研修をどういう中身で、どんなふうにするのかがちょっと気がかりです。

何年前にこういうことをものすごく懸念された大学の先生、後見について非常に詳しい方ですが、この方が何とかしたいと言って、自分の活動している、住んでいる地域の区の親族後見をやっている方に研修したいと家裁にかけ合ったのですが、名前を教えてください。その案内を任せていただくだけでもいいので、それだけでもさせてくれないかと言っても、個人情報というのを盾にして、どこの誰が親族で後見をやっているかが全然わからないという状況なのです。今、そういう現状の中で、親族に後見をやっていただくという、その親族をどうやって研修して、きちんとした知識、スキルを身につけていただくのかというのをちょっと考えなければいけないなと思っております。

そして、もう一つは、市民後見人、1万5000人近く養成研修を受けた方がいらっしゃいますね。実際に選任されたのが1割にも満たない状況。これはもったいないなと思えます。この方たち、研修の時間も相当受けているはずですし、モチベーションが非常に高い方が多いのは私も知っています。ぜひ、こういう方たちの活動の場、ずっと選任されないとか

んだんモチベーションが下がって、何のために研修を受けたのかわからないということをよく聞きますので、ぜひ役割を考えていくのがいいのではないかと思います。

最後ですけれども、資料13、意思決定支援というのがこれからのキーワードで、まさにこれが身上監護の一番核心中の核心だと思っています。ただ、意思決定支援というのは、なかなか捉えどころがなくで難しいですね。私、思うのですけれども、ここにいらっしゃる専門職、水島先生を初め、私も非常にいろいろなことを教えていただいているので、意思決定支援をわかっていると思うのですが、イコール専門職団体が意思決定支援について詳しいのだろうかということをお願いしたいと思います。そういうことに興味がない、詳しくないから、専門職の後見人じゃなくて、親族とか身近な人の後見人のほうがいいということになったのではないだろうかと思っています。

というときに、本当に今、意思決定支援について現場でリアルに考えて、悩みながらいろいろなことに取り組んでいるのは誰なのかといたら、私は専門職団体では決してないと思います。これは、家族であり、現場の支援者であり、あるいは相談支援専門員だと思います。特に、障害で言えば、強度行動障害の大変な難しい相手を見事に改善して、地域で暮らすことに成功している事例が今、あちこちで出てきています。

そういう方たちの話を聞くと、言葉もしゃべらない方たちの意思決定というものを本当に考えて丁寧にやっているなどというのを感じることがあります。こういう方たちこそ、この意思決定支援のガイドラインをつくったり、いろいろな研修をやるのでしょけれども、そういうところに参画していただくというのが、私はありじゃないかなと、すみません、失礼な言葉があったら謝りますけれども、そう思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

時間があと15分しかありませんので、絞って。川口さんから行きましょう。

○川口委員 ありがとうございます。

私のほうは、簡単に3点ほどお願いしたいのですけれども、1つは、KPIということで目標値を掲げるという中で、先ほど後見人支援に関しては、ほかのものに比べて200という少ない数値が出ていたと思いますけれども、これに関しては、恐らく実際の状態とかいろいろ考えた上で、なおかつ、今、野澤委員のほうからお話がありましたように、非常に重要な部分にもかかわらず、ここは手がついていない部分なのかなと思います。、先ほどの選任のイメージを新しく、親族後見人を中心にとるところの中で専門職の活用というのもありましたので、非常に重要な部分という意味では、そこに対して我々もしっかりやっていきたいと思っているのですけれどもね。

それともう一つ、今回、資料13で出てきた、非常に大部なアンケート結果をまとめていただいたので、非常に助かる厚労省のものですけれども、これに関しては、先ほどから何回か出ている利用支援事業。これから推進が進むと、低所得者の利用者が増えてくるだろうということと。

あと、中核機関への参加というのは、どうしても専門職がかかわることもふえていくだろうという中で、先ほど宇田川様のほうから事務量に応じた報酬というお話がありましたけれども、こういったことは低所得者でも資産を持っている方でも同じような報酬体系で進んでいくようですので、専門職として、これから中核機関に中心的にかかわって推進していく中で、利用支援事業がしっかり進んでいくことが新報酬体系の前提として必要だろうと私は考えております。

先ほど質問しました自治体の94%、95%に助成制度がもう設置されているということに関しましては、詳しく見ると、先ほど確認しましたように、申立ては首長申立てに限るとか、いろいろなハードルがあって、実際には利用されにくいというところは皆さん御存じだと思います。これに関しまして、もう一歩進んだ形にしていきたい。今、障害者は利用支援事業が必須化されていますけれども、申立て、あるいは報酬助成に関して、高齢者の部分も必須化していただくような方向で検討していただいて、この利用促進が進む中で専門職がしっかり働いていけるような形をとっていただきたいというのがあります。

もう一つ、任意後見に関してですけれども、先ほど新井委員長代理のほうから話がありまして、私も全く同感であります。世界を見ると、自己決定が非常に尊重されている任意後見が大分進んできているという話を聞いております。その中で、日本のものはほとんど進んでいない。2,500件程度しかないということを考えますと、これをいかに進めていくかということが課題だと思います。

先ほど法務省のほうから、さまざまな任意代理の商品ができていうこと、私も承知しておりまして、親のほうから子どもに対して、登録すれば、判断能力が低下してもお金が出せる。ただし、ほかの者にも通知するということで、不正がないようにという商品もあるやに聞いています。いろいろな商品が出てきて非常にわかりにくい。

もう一つが、我々専門職であっても不正を行うのは、任意代理、本人の判断能力が低下したときに、誰も見ていないところから着手するというのは事実でございますので、ここを蔑ろにして、判断能力が低下しても任意代理で進めていくという方向に関しては、一考をお願いしたいと思っております。任意後見制度、非常にいい制度でございますので、問題点も監督人の問題、費用の問題、いろいろありますけれども、これは解決していけば進んでいく商品というか、制度だと思っておりますので、ぜひこれを進めていっていただきたいなと思っております。

○大森委員長 大事な論点です。

こちらからちょっと行きましょうか。なるべくえいやとまとめて言ってくださいますか。

山野目さん。

○山野目委員 前回会議においても発言いたしましたけれども、本日も既に再三御指摘がありますとおり、任意後見につきましては、いわゆる移行型の契約の局面などを中心として、好ましくない事象があります。公証人が事務をとる局面を丁寧に観察するならば、解決を要する課題の整理に役立つことがありましようから、公証人が所属する国の機関など

を通じ、実態を把握した上で所要の調査研究を進めることは、将来において任意後見、さらに後見・保佐・補助の制度の在り方そのものについて、見直しをする段階へ向けての重要な準備になるものと考えます。

資料10で御紹介いただきました大綱の取りまとめなどに際しては、このような観点にも御留意いただくことがかかないますとありがたいと考えます。

もう一点、身元保証がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に係るガイドラインの御紹介をいただきました。大変な御労苦があったと感じます。案を拝見しますと、成年後見人等が関係者との協議の中で大切な役割の一翼を担うものであるということとともに、決して同意権というような決定的な関与をするものでないことが表現されており、労苦を傾けてつくっていただいたと感じます。

御提示いただきました方向で今後の作業を進めていただくことを切望いたしますとともに、その際、既に案の中でも若干の言及がありますが、主題となっておりますものを「身元保証」という概念で呼ぶことについては、この言葉が真に当該関係者の役割を表現しているものであるか、また、他の法制分野において登場する場面について形成されている評価や印象と紛れるおそれがあることなどを勘案し、その適否を検討していただきたいものと考えます。

以上でございます。

○大森委員長 身元保証にかわる何かアイデアがあったら、先生のほうからも提示していただけるといいですね。僕もそういう感じがします。

○山野目委員 委員長に仰せいただいて、心強く承りますとともに、代案を少し考えて、引き続き事務局と検討します。

○大森委員長 そうですか。ありがとうございます。

水島さんもえいや。

○水島委員 成年後見制度利用支援事業に関しての追加のお話でございます。実際のところ、経済的に困窮された方に対する支援というのが本当に行き渡っていないというのは、私もスタッフ弁護士として新潟や青森など活動している中で経験しておりました。ここに皆さんに紹介させていただきたいことがございます。「東北地方における青森県の成年後見制度利用促進のための課題と対策」という冊子が青森県弁護士会のホームページに載っております。こちらに貴重なアンケートの結果がございます。

青森県家庭裁判所が公表した結果です。平成29年の1年間に成年後見人等審判申立が行われたケースは418件。申立が認容されたケースのうち、第三者後見人が選任されたケースは279件。そのうち、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会が成年後見人等に選任された事件数(235件)における申立時の成年被後見人等の流動資産の金額が50万円以下のケースは111件であり、これは専門職後見人が受任した全体ケースの約半分を占めています。これらのケースは行政の支援がなければ、通常、無報酬の事案でございます。家庭裁判所でも報酬の在り方等について様々御検討いただいておりますが、せつかく決定して

いただいた報酬額についても、行政の支援がなければ全く絵に描いた餅になりかねません。意思決定支援については労力もかかることですし、後見人等としてさまざまな取組を行っていく上でも大きな支障になっている部分です。ぜひこの無報酬ケースに対する適切な対策を御検討いただきますよう、お願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、お二人続けてどうぞ。

○海野委員 静岡県社会福祉協議会の海野でございます。

先ほど複数の委員の方から意見が出ておりました「福祉専門職の制度理解」についてですが、非常に重要だと考えております。静岡県では今年度、福祉関係者向けパンフレットを作成し、パンフレットを基に研修を実施しております。福祉関係者の制度理解促進の取組は、県段階の役目の一つであるのではないかと考えております。

ご意見申し上げたいこととして、2点あるのですが、静岡県では、平成31年度から県下35市町のうち、9割近い自治体で市民後見人養成講座が実施されることになっております。平成28年度当初では数カ所でしたので、ここ二、三年で一気に進んでいるということになります。静岡県の県段階での働きかけについては、県行政と県社協と連携するだけでなく、家庭裁判所も非常に大きな役割を果たしていただきました。市町への働きかけにつきましては、三者の連携は非常に重要であると考えております。ただ、都道府県の役割や取組を考えますと法や基本計画では、都道府県の位置づけが少し薄いというか、弱い部分がありますので、知事会等の参画も今後進めていくことが都道府県の役割を果たしていく中でも必要ではないかと考えております。

また、都道府県が働きかけるに当たってのツールが必要であるとも考えております。静岡県では、地域医療介護総合確保基金を使って、市町が行う市民後見人養成や、活動支援の取組に10割補助を出せるという仕組みをつくりました。それがあったので、「やるなら今でしょう」という働きかけをしていた部分がございます。現在の交付税措置は、正直言いまして都道府県段階で働きかけるツールとしては、少し弱いかなと感じております。不交付団体もあります。中核機関の設置や成年後見の利用促進の取組は、必ず人の配置が必要になるということを考えますと、立ち上げ後数年でも補助事業が必要になるのではないかと感じております。

あと日常生活自立支援事業でございます。全国社会福祉協議会が今年度実施した調査によりますと、この事業の終了案件の4分の1が成年後見制度に移行しています。このことから日常生活自立支援事業が一定程度、成年後見制度の入り口の役割を果たしていることは明らかになっております。

一方で、社会福祉協議会の職員が成年後見制度の必要性を見立てても、申立てにつながる事例も多数ございます。申立てにつながる要因として最も挙げられているのが、市町村長申立てが進まないことでございます。日常生活自立支援事業からのスムーズな移行に当たっては、市町村長申立てが円滑に行われるように、市町村の対応の促しが必要だ

と感じております。

また、現状の都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となっている事業運営では、市町村での成年後見制度の利用促進の取組と連続性を高めていくには少し限界を感じているところがございます。市町村が主体となって日常生活自立支援事業を実施していくことを含めて、事業の実施主体の在り方についての検討が必要ではないかと感じております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

上山先生。

○上山委員 上山です。

僕のほうから、中期的な課題を1つだけ申し上げたいと思っています。具体的には、我が国において、中期的に見て法定後見の担い手をどのように考えていくのかということをしるそろ整理すべき段階に来ているのではないかと考えています。

具体的にきょうの指標との関連で申し上げますと、まず資料3で、最高裁のほうから親族等の身近な人を優先的に選任していくという基本方針が示されまして、個人的には高く評価したいと思っています。

しかし、その一方で、現実的な問題を考えたときに、資料12に出っていますが、恐らく平成30年度に初めて、親族がトップ3から外れたことになると思います。つまり、親族後見人で一番多いのは子どもなのですけれども、それが全体で見ると1割しかなくて、いわゆる3士会に次ぐ4番目の地位に転落している。それ以外の親族については、残念ながら数%ということで、現状ほとんど存在感が薄れている。そうすると、日本の今の人口動態を考えた場合に、これから飛躍的に親族後見人の数を増やすということはなかなか難しいのではないかと予想されます。

資料5のところでも、これも委員のほうから御指摘があったと思うのですが、市民後見人の選任、ざっと計算しただけなのでミスがあるかもしれませんが、29年までの累積で1万4,000件の養成があつて、これは累積ではなくて29年度末時点ですのでちょっとずれますけれども、実際、その1割しか選任されていないということで、まずここは問題がある。日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の支援員を含めても、就任率は全体の35%程度にしかありません。平成23年度から厚労省の事業として市民後見人養成を始めていて、かなり時間も予算もかけてきたかと思いますが、果たして現状でそれに見合うだけの結果が出ているかということについては疑問が残るのではないかと。

この点についても、先ほどの親族後見と同じで、現状の市民後見人の担い手というのは結構御高齢の方が多いこともあり、人口動態を考えていくと、果たして、現実問題としてこれからどこまで市民後見人の数を増やせるのかということにも疑問符が残ると思います。そうすると、特に大幅な利用促進を考えず、仮に現在の20万件程度という総数を維持しようとするだけにとどめたとしても、果たしてどこに後見人の実際の供給母体を求めるのかということをしる中期的に想定したうえで、今後の具体的な利用促進のあり方を考えてい

く必要性があるだろう。

そうじゃないと、仮に日本全国に中核機関をつくって、中核機関に受任者調整機能を与えたとしても、肝心の後見人に選ばれる候補者がいなければ全く機能しないことになってしまいます。したがって、短期的な視点としては、今回のKPIの視点で僕はよろしいと思っていますけれども、少し中期的にこうしたマクロな視点からの適正な供給母体の確保という問題も御検討いただきたいなと思っています。

以上です。

○大森委員長 中期というのは、今、話題になっているのは2040年ですけれども、もっと先。2060年とか2100年とか。

○上山委員 差し当たり2040年でよいかなと思います。

○大森委員長 事務局、そういう御指摘ですけれどもね。

○事務局 まさにおっしゃられるとおりで、時間もないですけれども、市民後見人の養成、そして選任に向けて、いただきました御意見を踏まえまして、今後、施策の充実を考えます。

○大森委員長 データのとり方から始まって、今のような中長期的な話も出ましたので、全体として御意見をできるだけ今回の検証に生かしていかれるように事務局をお願いして、改めてまた皆さん方に御相談申し上げたいと思います。

時間でございますので、事務局から。

○事務局 きょうは、本当にお忙しいところをありがとうございました。

時間が足りなかったですが、きょう、御発言されなかった委員の先生も、追って御意見を紙なりメールなりで承りますので、いただければと思います。

次回の日程につきましては、後日、事務局から連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、御確認いただいた上でホームページに掲載いたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

それではこれでお開きです。ありがとうございました。

～以上～